

全 建 事 発 第 107 号
令 和 5 年 1 月 6 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に
提出を省略することができる書面又は書類を定める件」の制定について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年1月からの建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用に向け、
本年8月に公布された建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令
第60号）により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）を改正し、電子申請
システムにより建設業許可の申請を行った場合は、申請時に提出が必要な書類のうち「国
土交通大臣が定める一部の書面又は書類」について、その提出を省略することができる
こととしたところです。

これを受け、今般、国土交通省では、「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申
請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件」（令和4年国土交
通省告示第1302号）を告示し、下記のとおり、提出を省略することのできる書面又は書
類を定めたことについて本会に対し、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に
対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 電子申請システムにより建設業許可の申請をする者は、専任技術者証明書のうち、
「技術検定の第二次検定の合格証明書」及び「監理技術者資格者証の写し」の提出
を省略することができることとする（合格証明書：令和5年1月10日～、監理技術
者資格者証の写し：同年4月1日～）。
2. 電子申請システムにより国土交通大臣に対して建設業許可の申請をする者は、当該
者が法人である場合にあつては「登記事項証明書」を、当該者が個人である場合（営
業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が
法人である場合に限る。）にあつては「その法定代理人の登記事項証明書」の提出を
省略することができることとする（令和5年1月10日～）。

【添付資料】

- ・別紙 1 国土交通省通知文（電子申請告示の制定について）
- ・別紙 2 国土交通省告示（電子申請告示の制定について）

以上

（担当）事業部 山中

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡
令和4年12月28日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建 設 業 課 長

「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件」の制定について

令和5年1月からの建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用に向け、本年8月に公布された建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第60号）により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）を改正し、電子申請システムにより建設業許可の申請を行った場合は、申請時に提出が必要な書類のうち「国土交通大臣が定める一部の書面又は書類」について、その提出を省略することができることとしたところです。

これを受け、今般、「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件」（令和4年国土交通省告示第1302号）を告示し、下記のとおり、提出を省略することのできる書面又は書類を定めたので、お知らせします。

貴団体におかれては、内容につき、傘下の会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 電子申請システムにより建設業許可の申請をする者は、専任技術者証明書のうち、「技術検定の第二次検定の合格証明書」及び「監理技術者資格者証の写し」の提出を省略することができることとする（合格証明書：令和5年1月10日～，監理技術者資格者証の写し：同年4月1日～）。
2. 電子申請システムにより国土交通大臣に対して建設業許可の申請をする者は、当該者が法人である場合にあっては「登記事項証明書」を、当該者が個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る。）にあっては「その法定代理人の登記事項証明書」の提出を省略することができることとする（令和5年1月10日～）。

以上

○国土交通省告示第千三百二号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第三条第三項、第四条第三項（同規則第十三条第一項において準用する場合を含む。）及び第十三条第三項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する者が提出を省略することができる書面又は書類を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件

建設業法施行規則（以下「規則」という。）第三条第三項、第四条第三項（同規則第十三条第一項において準用する場合を含む。）及び第十三条第三項の規定により情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して一般建設業又は特定建設業の許可を申請する者が提出を省略することができる国土交通大臣が定める書面又は書類は、次のとおりとする。

一 規則第三条第三項の規定により電子情報処理組織を使用して一般建設業の許可を申請する者が

提出を省略することができる国土交通大臣が定める書面はイに掲げる書面とし、規則第十三条第三項の規定により電子情報処理組織を使用して特定建設業の許可を申請する者が提出を省略することができる国土交通大臣が定める書面はロに掲げる書面とする。

イ 次に掲げる書面

(1) 規則第三条第二項第三号に掲げる書面のうち建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七條第五項の第二次検定の合格証明書

(2) 規則第三条第二項第四号に掲げる書面

ロ 次に掲げる書面

(1) 規則第十三条第二項第二号に掲げる書面のうち建設業法第二十七條第五項の第二次検定の合格証明書

(2) 規則第十三条第二項第四号に掲げる書面

二 規則第四条第三項の規定により電子情報処理組織を使用して一般建設業の許可を申請する者及び規則第十三条第一項において準用する第四条第三項の規定により電子情報処理組織を使用して特定建設業の許可を申請する者（いずれも国土交通大臣に対して申請する者に限る。）が提出を省略することができる国土交通大臣が定める書類は、当該者が法人である場合にあつては同条第一項第十号に掲げる書類とし、当該者が個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を

有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）にあつては同項第十一号に掲げる書類とする。

附 則

この告示は、令和五年一月十日から施行する。ただし、第一号イ(2)及びロ(2)の規定は、令和五年四月一日から施行する。